

# 1. 居宅介護支援・介護予防支援

## 改定事項と概要

### (1) 独居高齢者加算及び認知症加算の基本報酬への包括化

○認知症加算及び独居高齢者加算について、加算による評価ではなく、基本報酬への包括化により評価する。

### (2) 正当な理由のない特定事業所へのサービスの偏りに対する対応強化

○正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りが90%を超える場合の減算の適用について、適用要件の明確化を図り、減算の適用割合を現状よりも引き下げるとともに、対象サービスの範囲について限定を外す。

### (3) 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

○質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するため、特定事業所加算について、人員配置要件の強化や人材育成に関する協力体制を整備している場合を算定要件に追加する。一方、中重度者の利用者が占める割合については、実態に即して緩和する。

### (4) 新しい総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し

○介護予防支援について、新しい総合事業の導入に伴い、介護予防サービス計画には、指定事業所により提供されるサービスと、多様な主体により多様なサービス形態で提供される新総合事業のサービスを位置付けることを踏まえ、基本報酬において適正に評価する。

### (5) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携（運営基準事項）

○居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求める。

### (6) 地域ケア会議における関係者間の情報共有（運営基準事項）

○今般の制度改正で介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

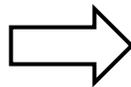
## (1) 独居高齢者加算及び認知症加算の基本報酬への包括化

### 概要

・認知症加算及び独居高齢者加算については、個人の心身の状況や家族の状況等に応じたケアマネジメントの提供であり、介護支援専門員の基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬への包括化により評価する。

### 単位の新旧

居宅介護支援費（Ⅰ）		居宅介護支援費（Ⅰ）	
要介護1・2	1,005単位	要介護1・2	1,042単位
要介護3・4・5	1,306単位	要介護3・4・5	1,353単位
居宅介護支援費（Ⅱ）		居宅介護支援費（Ⅱ）	
要介護1・2	502単位	要介護1・2	521単位
要介護3・4・5	653単位	要介護3・4・5	677単位
居宅介護支援費（Ⅲ）		居宅介護支援費（Ⅲ）	
要介護1・2	301単位	要介護1・2	313単位
要介護3・4・5	392単位	要介護3・4・5	406単位



### 算定要件

・基本報酬へ包括化

## (2) - 1 正当な理由のない特定事業所へのサービスの偏りに対する対応強化

### 概要

・ケアマネジメントの質を確保する観点から、正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が90%を超える場合には減算の適用とされているが、公平・中立性を更に推進するために、適用要件の明確化を図りつつ、減算の適用割合を現状よりも引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外す。

### 単位の新旧

特定事業所集中減算：△200単位  変更なし

### 算定要件

- ・正当な理由なく、特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算する。(旧要件の適用割合：90%超)
- ・対象サービスの範囲については、限定を外す。(旧要件の対象サービス：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与)  
※居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス  
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、看護小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものに限る。)

## (2) - 2 正当な理由のない特定事業所へのサービスの偏りに対する対応強化

### 特定事業所集中減算における正当な理由の範囲(案)

※下線が今回の修正部分

正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について、特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算。ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等、80%を超えることについて以下のとおり正当な理由がある場合を除く。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施区域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合  
(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合  
紹介率最高法人である訪問介護事業所に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業所に対して、減算は適用される。  
(例) 訪問看護事業所として4事業所、通所リハビリテーション事業所として4事業所が所在する地域の場合  
は、紹介率最高法人である訪問看護事業者、通所リハビリテーション事業者それぞれに対して、減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の一月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の一月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が一月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合  
(例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が一月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた一月当たり平均20件の場合  
紹介率最高法人である訪問看護事業所に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合  
(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合 [旭川市指導監査課ホームページ](#) 特定事業所集中減算のページに事例を掲載しています。

### (3) - 1 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

#### 概要

- ・質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するために、特定事業所加算について、主任介護支援専門員などの人員配置要件を強化する。また、法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成に関する協力体制を整備している場合を算定要件に追加する。(平成28年度介護支援専門実務研修受講試験の合格発表の日から適用)
- ・当該加算の算定要件のうち、中重度の利用者が占める割合については、実態に即して緩和する。

#### 単位の新旧

特定事業所加算 (I) 500単位  
 特定事業所加算 (II) 300単位

特定事業所加算 (I) 500単位  
 特定事業所加算 (II) 400単位  
 特定事業所加算 (III) 300単位

### (3) - 2 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

#### 算定要件

特定事業所加算 I (500単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- 3 中重度の利用者の占める割合が50%以上
- 4 (なし)



(新規)

(人員配置及び要件に変更のある部分)

特定事業所加算 I (500単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- 3 中重度の利用者の占める割合が40%以上
- 4 法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備



(新規)

特定事業所加算 II (300単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置
- 3 (なし)



(新規)

特定事業所加算 II (400単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- 3 法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備

特定事業所加算 III (300単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置
- 3 法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備

#### (4) 新しい総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し

##### 概要

- ・介護予防支援について、新しい総合事業の導入に伴い、介護予防サービス計画には、指定事業所により提供されるサービスと、多様な主体により多様なサービス形態で提供される新総合事業のサービスを位置付けることを踏まえ、基本報酬において適正に評価する。

##### 単位の新旧

介護予防支援費 414単位/月



介護予防支援費 430単位/月

#### (5) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

##### 概要

- ・居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

##### 基準の新旧

(なし)



(新規)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条  
12 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二十四条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

#### (6) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

##### 概要

- ・今般の制度改正で介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

##### 基準の新旧

(なし)



(新規)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条  
27 指定居宅介護支援事業者は、法第一百五條の四十八第四項の規定に基づき、同条の第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

# 居宅介護支援・介護予防支援〔報酬のイメージ（1月当たり）〕

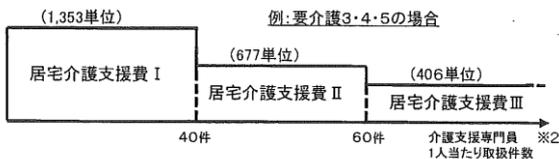
## 居宅介護支援

要介護者が居宅サービス等を適切に利用することができるように作成する居宅サービス計画費

医療との連携、労力を要するケアマネジメントや事業所の体制に対する加算・減算

	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ	1,042 単位/月	1,353 単位/月
居宅介護支援費Ⅱ	521 単位/月	677 単位/月
居宅介護支援費Ⅲ	313 単位/月	406 単位/月

報酬体系は逡減制※1



※1 介護支援専門員（常勤換算）1人当たり40件を超えた場合、超過部分のみに逡減制（40件以上60件未満の部分は居宅介護支援費Ⅱ、60件以上の部分は居宅介護支援費Ⅲ）を適用  
 ※2 取扱件数には介護予防支援受託者数を2分の1とした件数を含む

入院・入所時の病院等との連携  
 病院等に対する情報提供方法  
 ・訪問 : 200単位  
 ・その他 : 100単位

退院、退所時の病院等との連携（300単位）  
 ケアマネジメント等の質の高い事業所への評価  
 Ⅰ : 500単位  
 Ⅱ : 400単位  
 Ⅲ : 300単位

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）

小規模多機能型居宅介護移行時の小規模多機能型居宅介護事業所との連携（300単位）

利用者の状態の急変等に伴い利用者宅で行われるカンファレンスへの参加（200単位）

看護小規模多機能型居宅介護移行時の看護小規模多機能型居宅介護事業所との連携（300単位）

サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施等  
 ・△50%  
 ・算定しない  
 （2ヶ月以上継続）

居宅サービス等について、特定の事業所の割合が80%を超える場合（△200単位）

## 介護予防支援

要支援者が介護予防サービス等を適切に利用することができるように作成する介護予防サービス計画費

事業所との連携や労力を要するケアマネジメントに対する加算

介護予防支援費 430 単位/月

小規模多機能型居宅介護事業所との連携（300単位）

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）

## 居宅介護支援・介護予防支援〔基準等〕

### 居宅介護支援

#### 必要となる人員・設備等

居宅介護支援事業所において、居宅介護支援を提供するために必要な人員は次のとおり

管理者	常勤の介護支援専門員を配置 ※介護支援専門員の職務と兼務可能
介護支援専門員	利用者35人に対し1人を配置

### 介護予防支援

#### 必要となる人員・設備等

介護予防支援事業所において、介護予防支援を提供するために必要な人員は次のとおり

管理者	常勤の者を配置
担当職員	1人以上を配置 ※保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれかの要件を満たす者

## 17. 介護予防

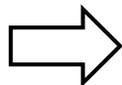
### 改定事項と概要

#### (1) 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防通所介護の基本報酬の見直し

○介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、通所介護と異なり、いわゆる「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。このため、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合を図り、以下のとおり基本報酬を見直す。

#### 単位数の新旧（介護予防通所介護）

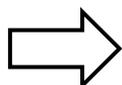
要支援1 2,115単位/月  
要支援2 4,236単位/月



1,647単位/月  
3,377単位/月

#### 単位数の新旧（介護予防通所リハビリテーション）

要支援1 2,433単位/月  
要支援2 4,870単位/月



1,812単位/月  
3,715単位/月

#### 算定要件

- ・現行どおり

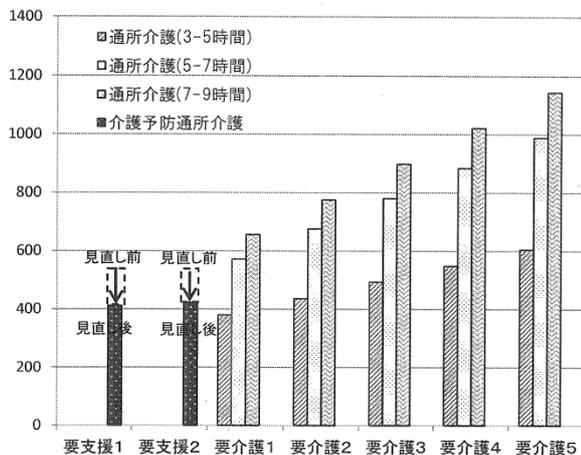
### <参考> 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防通所介護の基本報酬の見直しのイメージ

社保審一介護給付費分科会第114回（H26.11.13）資料4を改定

- ・要支援者に対するサービスの提供実態（要支援1の1月あたりの利用回数は概ね4回、要支援2の1月あたりの利用回数は概ね8回）を踏まえ、要介護度別の1回あたりの基本報酬の評価を比較すると、要支援は要介護と比較して割高になっている。

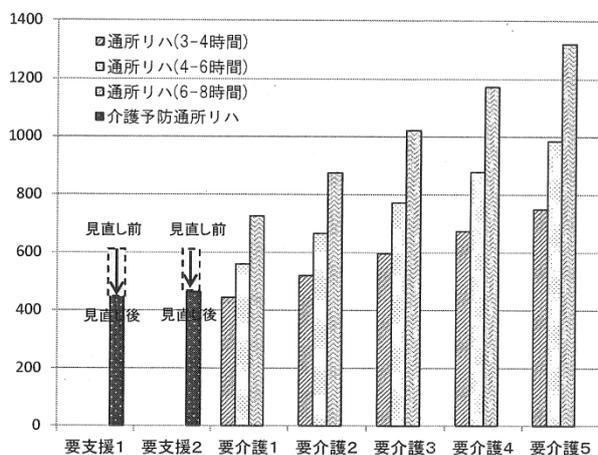
#### （介護予防）通所介護

（単位）



#### （介護予防）通所リハビリテーション

（単位）

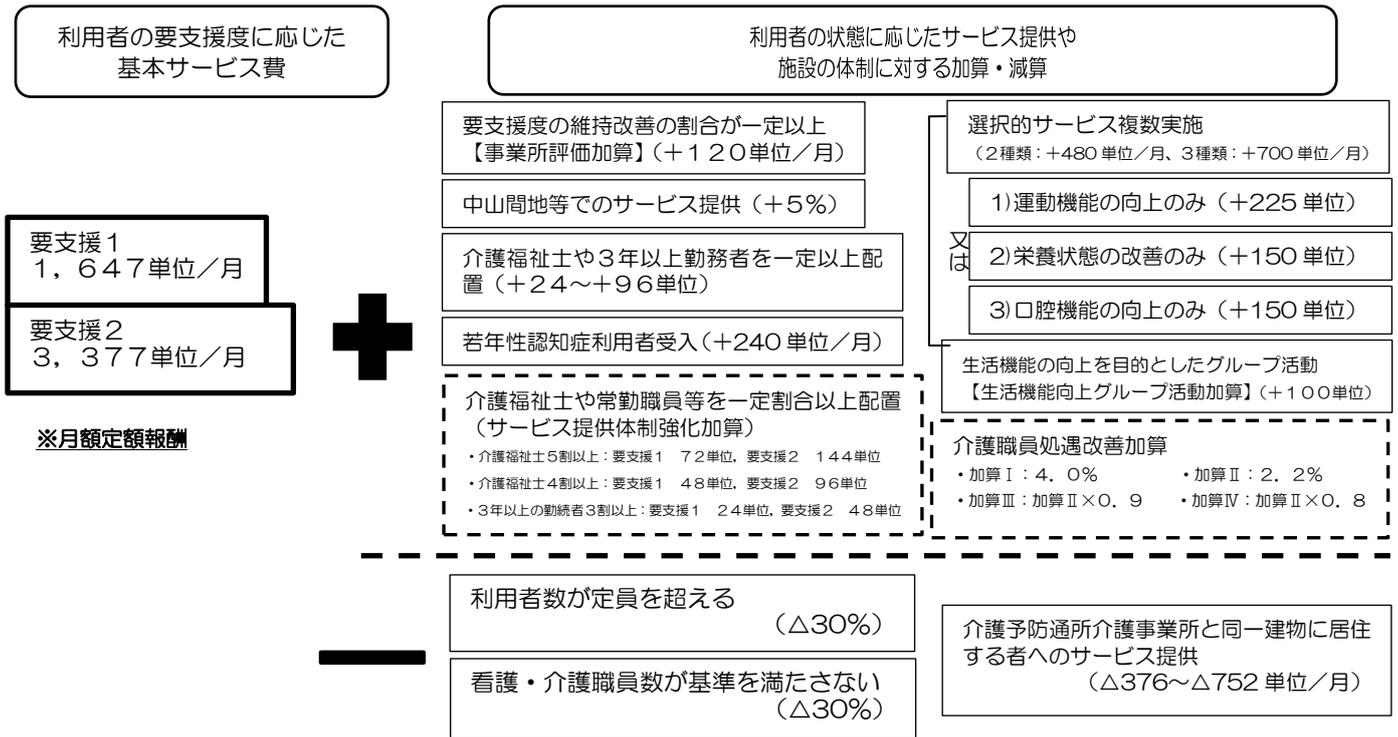


【注】

要介護1～5は、改定後の通常規模型通所介護における要介護度別・所要時間区分別の単位数

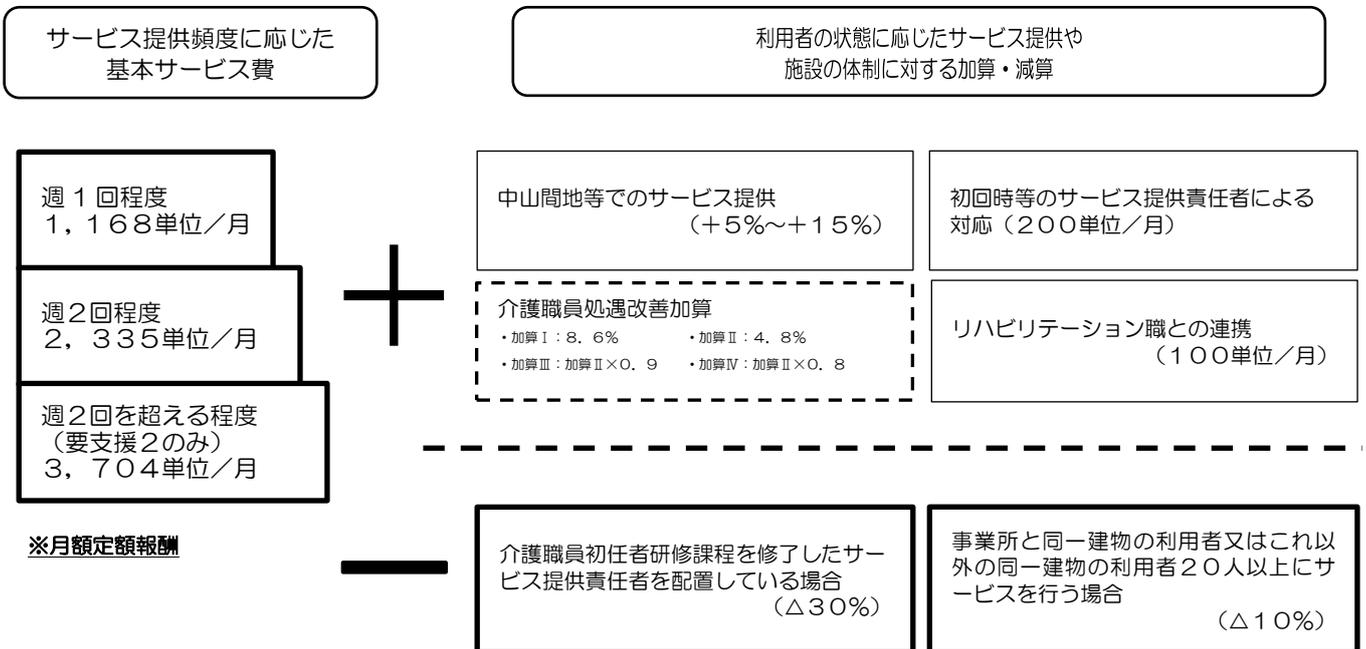
要支援1は、見直し前の要支援1の単位数(月包括)を1月あたりの利用回数4で除した単位数、要支援2は、見直し前の要支援2の単位数(月包括)を1月あたりの利用回数8で除した単位数

## 介護予防通所介護 [報酬のイメージ (1月あたり)]



## 介護予防訪問介護 [報酬のイメージ (1月あたり)]

※加算・減算は主なものを記載



## 22. 口腔・栄養管理に係る取組の充実

### 改定事項と概要

#### (1) 経口維持加算の見直し

○摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者等に対して、経口維持のための適切なサービスを充実させる観点から、摂食・嚥下障害の検査手法別の現行の評価区分を廃止するとともに、多職種が食事の観察（ミールラウンド）や会議等に共同して取組むプロセスを評価する仕組みとする。

#### (2) 経口移行加算の見直し

○これまで、経管栄養により食事を摂取している入所者又は入院患者が経口移行するための栄養管理を評価してきたが、経口移行計画に基づく言語聴覚士又は看護職員による支援を併せて実施することを評価する。

#### (3) 加算内容に応じた名称の見直し

○口腔機能維持管理加算、口腔機能維持管理体制加算については、入所者又は入院患者の適切な口腔衛生管理を推進するため、それぞれ、口腔衛生管理加算、口腔衛生管理体制加算と名称を見直す。

#### (4) 療養食加算の見直し

○療養食を必要とする入所者又は入院患者が、経口による食事の摂取に関する支援を受けられるよう、療養食加算と経口維持加算又は経口移行加算との併算定を可能とするとともに、療養食加算の評価を見直す。

### (1) 経口維持加算の見直し

#### 概要

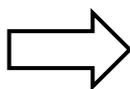
- ・摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者等に対して、経口維持のための適切なサービスを充実させる観点から、摂食・嚥下障害の検査手法別の現行の評価区分を廃止するとともに、多職種が食事の観察や会議等に共同して取組むプロセスを評価する仕組みとする。
- ・介護保険施設等が協力歯科医療機関を定めた上で、医師（配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合、重点的に評価する。

#### 単位数の新旧

経口維持加算（Ⅰ） 28単位/日

又は

経口維持加算（Ⅱ） 5単位/日



経口維持加算（Ⅰ） 400単位/月

（新規）経口維持加算（Ⅱ） 100単位/月

#### 算定要件

- ・経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害（食事の摂取に関する認知機能の低下を含む）を有し、誤嚥が認められる（食事の摂取に関する認知機能の低下から嚥下機能検査が困難である場合等を含む）者を対象
- ・経口維持加算（Ⅰ）については、月1回以上、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者又は入院患者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合に当たっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合
- ・経口維持加算（Ⅱ）については、当該施設等が協力歯科医療機関を定めている場合であり、食事の観察及び会議等に、医師（配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わった場合
- ・経口維持加算（Ⅰ）は、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。経口維持加算（Ⅱ）は、経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合は、算定しない。

〈参考〉経口維持加算の見直しの概要

・これまでは、摂食・嚥下障害の検査手法別で経口維持加算（Ⅰ）、（Ⅱ）として評価区分を設けていたが、改定後は、多職種による食事の観察及び会議等の取組のプロセスを評価し、さらに、介護保険施設等が協力歯科医療機関を定めている場合であって、医師（配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合には、重点的に評価する。

【改定前】

加算名	経口維持加算（Ⅰ）	経口維持加算（Ⅱ）
算定要件	医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して、入所者又は入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、継続して経口による食事摂取を進めるための特別な管理を行った場合。検査手法により経口維持加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを算定。療養食加算との併算定は不可。	
対象者	著しい摂食機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められることから、特別な管理が必要である者	摂食機能障害を有し、水飲みテスト、頸部聴診法等により誤嚥が認められることから、特別な管理が必要である者
単位数	28単位/日	5単位/日

【改定後】

加算名	経口維持加算（Ⅰ）	経口維持加算（Ⅱ）
算定要件	月1回以上、多職種が共同して、 <b>食事の観察及び会議等</b> を行い、入所者等が経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合に算定。 <b>療養食加算の併算定可</b> 。	介護保険施設等が <b>協力歯科医療機関</b> を定めた上で、 <b>医師（配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等</b> に加わった場合（※）に、経口維持加算（Ⅰ）に加えて（Ⅱ）を算定。 <b>療養食加算の併算定可</b> 。
対象者	摂食機能障害（ <b>食事の摂取に関する認知機能障害を含む。</b> ）を有し、水飲みテストや頸部聴診法等により誤嚥が認められる（ <b>食事の摂取に関する認知機能の低下から嚥下機能検査が困難である場合等を含む。</b> ）ことから、経口による継続的な食事の摂取を進めるための特別な管理が必要である者	
単位数	400単位/月	100単位/月

（注）改定後の経口維持加算（Ⅱ）の算定は、経口維持加算（Ⅰ）の算定が前提であるため、（※）を実施した場合は、合計で500単位/月の算定が可能。

（2）経口移行加算の見直し

概要

・これまでは、経管栄養により食事を摂取している入所者又は入院患者が経口移行するための栄養管理を評価してきたが、経口移行計画に基づく言語聴覚士又は看護職員による支援を併せて実施することを評価する。

単位数の新旧

経口移行加算 28単位/日



（変更なし）

算定要件

- ・医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養者、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者又は入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合
- ・当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合
- ・当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算。
- ・栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

### (3) 加算内容に応じた名称の変更

#### 概要

- 口腔機能維持管理体制加算，口腔機能維持管理加算については，入所者又は入院患者の適切な口腔衛生管理を推進するため，それぞれ，口腔衛生管理体制加算，口腔衛生管理加算と名称を見直す。

#### 名称の新旧

口腔機能維持管理体制加算 30単位/月	➡	口腔衛生管理体制加算 30単位/月
口腔機能維持管理加算 110単位/月		口腔衛生管理加算 110単位/月

#### 算定要件

##### <口腔衛生管理体制加算>

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が，介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に，1月につき加算。

##### <口腔衛生管理加算>

- 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が，入所者又は入院患者に対し，口腔ケアを月4回以上行った場合に，1月につき加算。
- 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は算定しない。

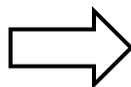
### (4) 療養食加算の見直し

#### 概要

- 療養食を必要とする入所者又は入院患者が，経口による食事の摂取に関する支援を受けられるよう，療養食加算と経口維持加算又は経口移行加算との併算定を可能とするとともに，療養食加算の評価を見直す。

#### 単位数の新旧

23単位/日



18単位/日

#### 算定要件

- 厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に，1日につき所定単位を加算。
- 次に掲げるいずれの基準にも適合すること
  - ① 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
  - ② 入所者又は入院患者の年齢，心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
  - ③ 食事の提供が，別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設において行われていること。
- 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能。

## 2.3. 介護職員の処遇改善

### (1) 処遇改善加算の拡大

○処遇改善加算については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乘せ評価を行うための区分を創設する。

### (2) サービス提供体制強化加算の拡大

○介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

○また、処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

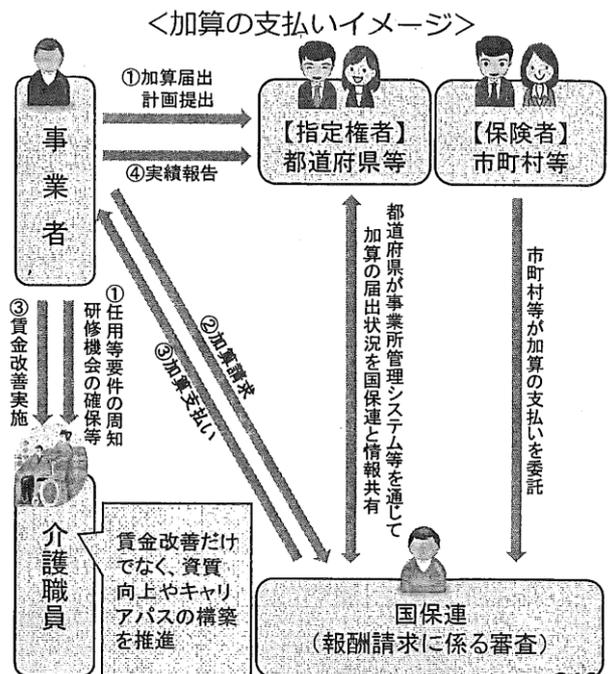
## (1) - 1 処遇改善加算の拡大

### 1. 介護職員処遇改善加算の拡大について

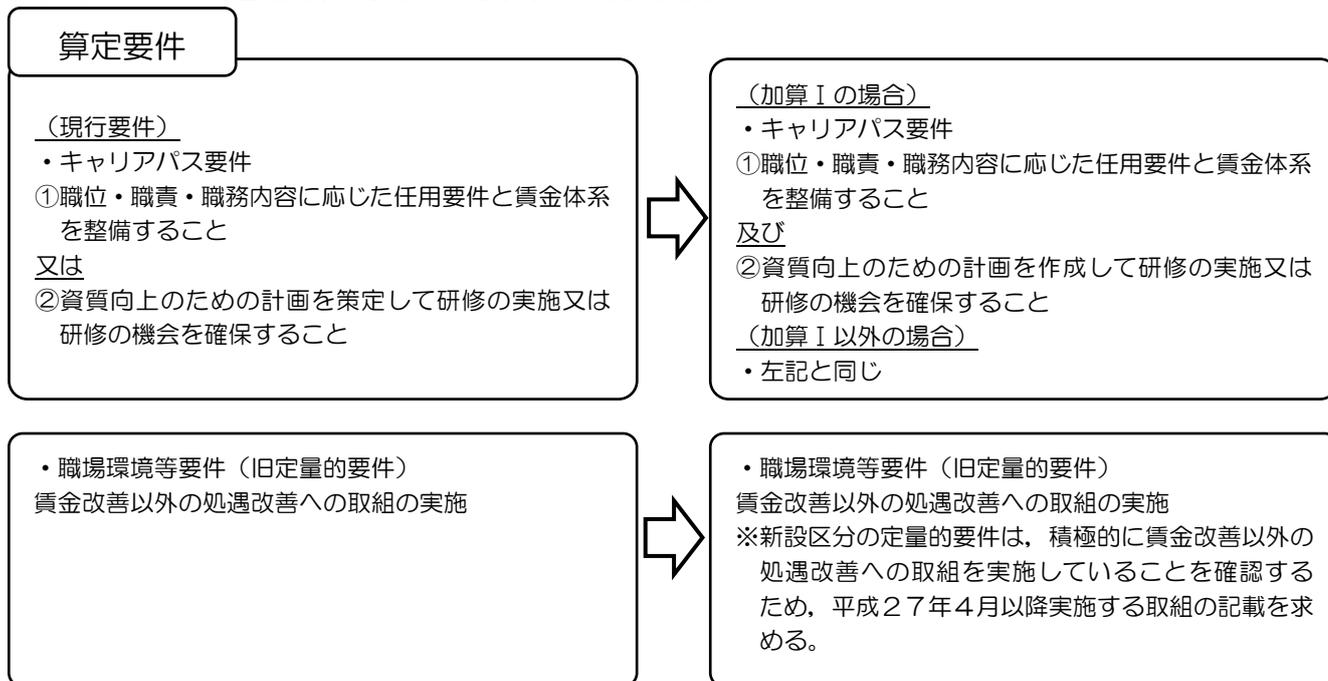
- 平成 21 年度補正予算において、介護職員の給料を月額平均 1.5 万円相当引き上げる介護職員処遇改善交付金を創設
- 平成 24 年度介護報酬改定において、介護職員の安定的確保及び資質の向上の観点から例外的かつ経過的な取組として、交付金と同様の仕組みで、介護職員処遇改善加算を創設
- 平成 27 年度介護報酬改定において、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を行う事業所を対象とし、更なる上乘せ評価（月額平均 1.2 万円相当）を行う区分を創設

### 2. 加算の算定要件について

- 1 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- 2 事業年度ごとに、介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
- 3 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。労働保険料の納付が適切に行われていること。
- 4 キャリアパス要件として、  
加算（Ⅰ）の場合、次の（要件 1）及び（要件 2）に適合すること。  
加算（Ⅰ）以外の場合、次の（要件 1）又は（要件 2）に適合すること。  
（キャリアパス要件 1）次に掲げる要件の全てに適合すること。  
ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む）を定めていること。  
イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。  
ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。  
（キャリアパス要件 2）  
介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての介護職員に周知していること。
- 5 職場環境等要件（旧定量的要件）として、平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善を除く。）及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。



## (1) - 2 処遇改善加算の拡大 (新たな要件)



## (1) - 3 処遇改善加算の拡大 (加算率全体)

### 1. 加算算定対象サービス

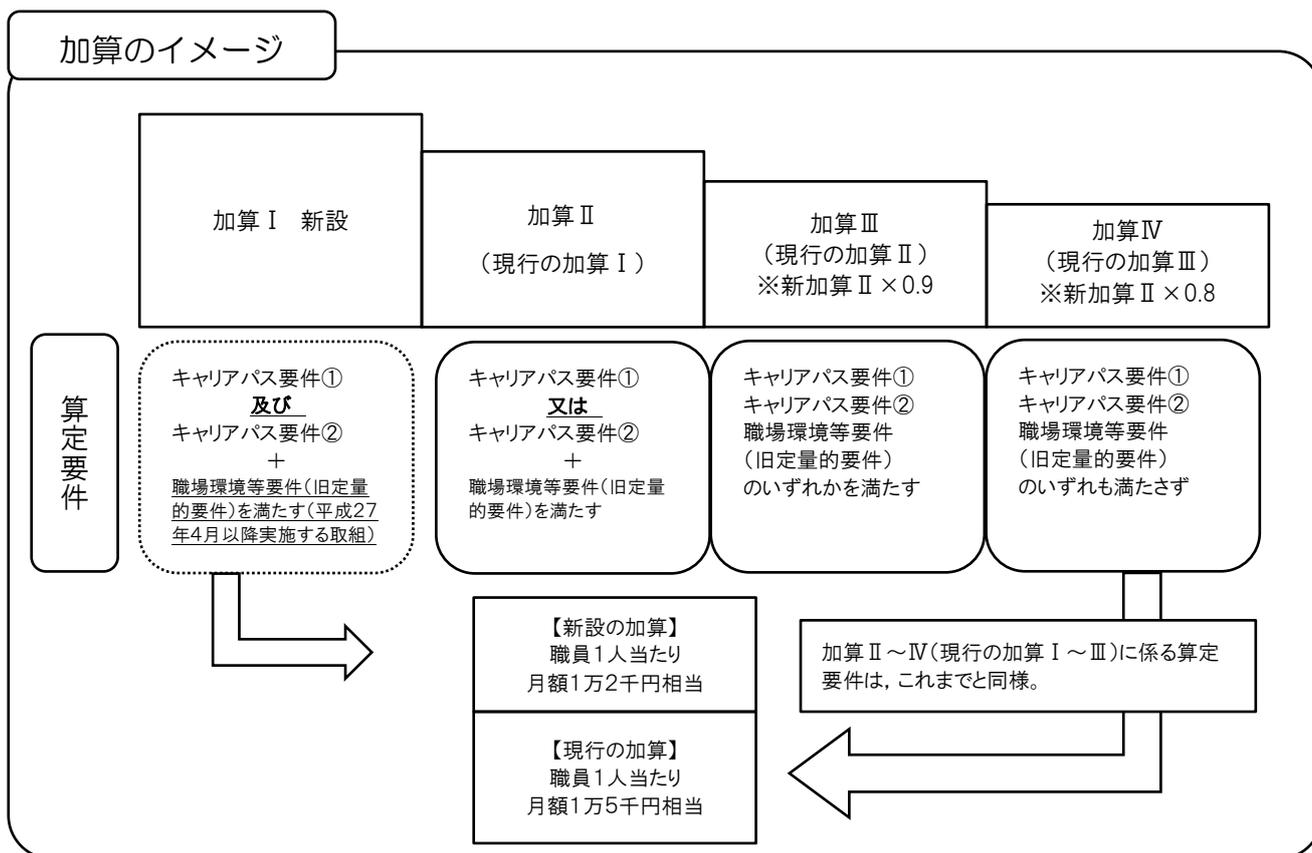
サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%	加算(Ⅱ)により算定した単位×0.9	加算(Ⅱ)により算定した単位×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
・(介護予防)通所介護	4.0%	2.2%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.7%	1.5%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.0%	1.1%		

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分	加算Ⅰ：キャリアパス要件(①及び②)及び職場環境等要件(旧定量的要件)を満たす対象事業者 加算Ⅱ：キャリアパス要件(①又は②)及び職場環境等要件(旧定量的要件)を満たす対象事業者 加算Ⅲ：キャリアパス要件(①又は②)又は職場環境等要件(旧定量的要件)のいずれかを満たす対象事業者 加算Ⅳ：キャリアパス要件(①又は②)、職場環境等要件(旧定量的要件)のいずれも満たしていない対象事業者
----------------------	--

### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

## (1) - 4 処遇改善加算の拡大



## (1) - 5 - ① 新たな処遇改善加算の考え方等

### 基本的な考え方について

○平成23年度までに実施されていた介護職員処遇改善交付金、及び平成24年度から実施されている介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という）による賃金改善（いずれも介護職員1人月額15,000円相当）を充実する加算（介護職員1人月額27,000円相当。以下「新加算」という）を創設するもの。

### 新加算の仕組みについて

- 事業者がサービス別加算率に基づき得た額を原資として、事業者が介護職員に対して処遇改善を行うもの。事業者は新加算の算定額に相当する介護職員の賃金（介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く）のことをいう）の改善（以下「賃金改善」という）を実施しなければならない。
- 賃金改善は基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、手当、賞与等に加えて定期昇給等を含めた賃金改善に充てることができることとする。また、基本給で実施されることが望ましいこととする。
- なお、個々の介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、全ての職員が一律に月額27,000円引き上がる仕組みではない。

(1) - 5 - ② 新たな処遇改善加算の考え方等

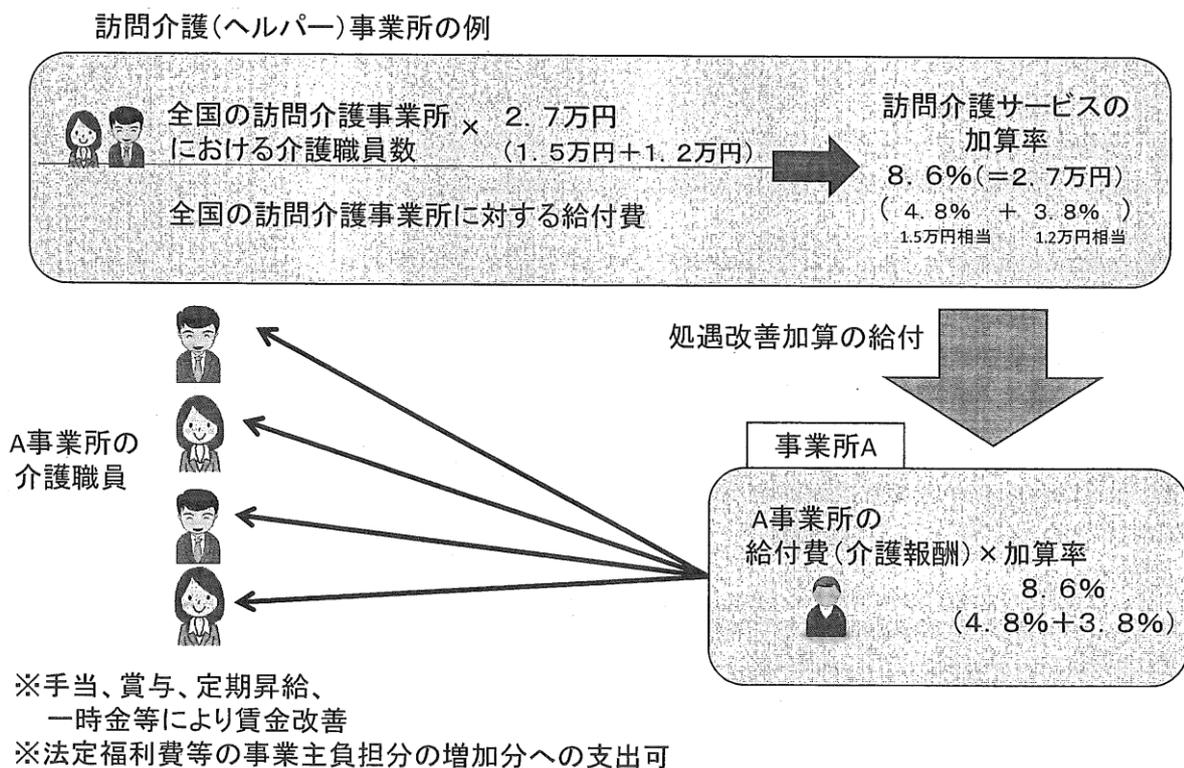
手続の変更点

○今回の改定で処遇改善加算を拡充することに伴い、この加算分が適切かつ確実に介護職員に支払われるよう、以下の見直しを行う。

- (1) 処遇改善計画書、同実績報告書に記載する項目を見直し、事業者の具体的な取組を詳細に把握すること
- (2) 処遇改善の取組を介護職員にわかりやすく周知すること
- (3) 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱いについて、適切に運用されているかを確認するため、新たに届出を求めること

※以上について、具体的な対応については、現在検討中であり、今後、追って御連絡いたします。

<参考>介護職員処遇改善加算（平成27年度改定）の仕組み



## 介護職員の処遇改善（２）－１ サービス提供体制強化加算の拡大（単価）

### 単位の新旧及び算定要件

（介護福祉士割合5割以上）

サービス	新
介護老人福祉施設	(I)イ 介護福祉士6割以上：18単位/日 (I)ロ 介護福祉士5割以上：12単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設（短期入所療養介護（老健，病院，診療所，認知症病棟含む））	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護（空床利用含む） 介護予防短期入所生活介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

旧
(I) 介護福祉士5割以上：12単位/日
/

（介護福祉士割合4割以上）

小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護， 複合型サービス	(I)イ 介護福祉士5割以上：640単位/月 (I)ロ 介護福祉士4割以上：500単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I)イ 介護福祉士5割以上：18単位/回 (I)ロ 介護福祉士4割以上：12単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援1】（包括報酬） (I)イ 介護福祉士5割以上：72単位/月 (I)ロ 介護福祉士4割以上：48単位/月 【要支援2】（包括報酬） (I)イ 介護福祉士5割以上：144単位/月 (I)ロ 介護福祉士4割以上：96単位/月

(I) 介護福祉士4割以上：500単位/月
(I) 介護福祉士4割以上：12単位/回
【要支援1】（包括報酬） (I) 介護福祉士4割以上：48単位/月 【要支援2】（包括報酬） (I) 介護福祉士4割以上：96単位/月

（介護福祉士割合3割以上）

訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護	(I)イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：36単位/回 (I)ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：24単位/回
夜間対応型訪問介護 （包括型：夜間対応型訪問介護）	(I)イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：18単位/回 (I)ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：12単位/回 【包括型】 (I)イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：126単位/月 (I)ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：84単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I)イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：640単位/月 (I)ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：500単位/月

(I) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：24単位/回
(I) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：12単位/回 【包括型】 (I) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：84単位/月
(I) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：500単位/月

※介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」である。

## 介護職員の処遇改善（２）－２ サービス提供体制強化加算の拡大（H27 改定後）

○介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。

○また、24時間のサービス提供が必要な施設サービスについては、安定的な介護サービスの提供を確保する観点から、常勤職員が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行っている。（平成21年度介護報酬時創設）

○なお、「常勤職員の割合」や「一定以上の勤続年数の職員の割合」については、サービスの質の評価が可能と考えられる指標について、検討を進めることを前提に、暫定的に用いている。

○H27改定においては、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○研修を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。	①：36単位/回 ②：24単位/回
夜間対応型訪問介護	②介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者が50%以上配置されていること。	①：18単位/回 ②：12単位/回 （包括型 ①：126単位/人・月 ②：84単位/人・月）
訪問看護	○研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	6単位/回
訪問リハビリテーション	○3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6単位/回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が50%以上配置されていること。 ②介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：18単位/回 ②：12単位/回 ③：6単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 【要支援1】 ①：72単位/人・月 ②：48単位/人・月 ③：24単位/人・月 【要支援2】 ①：144単位/人・月 ②：96単位/人・月 ③：48単位/人・月
療養通所介護	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	6単位/回
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	○研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が50%以上配置されていること。 ②介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③常勤職員が60%以上配置されていること。 ④3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	○研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。 ②介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。 ③常勤職員が60%以上配置されていること。 ④3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	次のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士が60%以上配置されていること。 ②介護福祉士が50%以上配置されていること。 ③常勤職員が75%以上配置されていること。 ④3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：18単位/人・日 ②：12単位/人・日 ③・④：6単位/人・日

- ※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算において、人材に関する同旨の要件を定めている。
- ※2 表中、複数の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。
- ※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

## 24. 区分支給限度基準額に係る対応

### 概要

#### (1) 総合マネジメント体制強化加算

- 包括報酬サービスの提供事業所は、「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせて提供し、24時間365日の在宅生活を支援する点で、通常の居宅サービスとは異なる特徴を有している。
- この点につき、事業所が積極的に体制整備を進めていることを加算として評価することで、一体的なサービス提供のための更なる基盤整備を促し、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とするため、「総合マネジメント体制強化加算」を新設するとともに、当該加算を限度額の対象外に位置づける。

#### (2) 訪問体制強化加算、訪問看護体制強化加算

- 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護においては、在宅生活を継続するための支援を更に強化する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため「訪問体制強化加算」や「訪問看護体制強化加算」を新設するとともに、当該加算については限度額に含まないこととする。

#### (3) サービス提供体制強化加算

- サービス提供体制強化加算については、現在、区分支給限度基準額に含まれる取扱いとなっているが、介護職員処遇改善加算と同様に、限度額に含まれない加算とし、処遇改善に向けた取組をより一層推進する。

### <参考-1> 総合マネジメント体制強化加算の創設

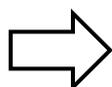
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護共通)

### 概要

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業所は、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる「特有のコスト」が存在する。当該コストは、現行もそれぞれの基本サービス費の中から手当されているが、より効果的・効率的に利用者を主体とした在宅における生活の継続を可能とする観点から、積極的な体制整備について、新たな加算として評価する。

### 単位数の新旧

(なし)



(新規)  
総合マネジメント体制強化加算 1000単位/月  
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・  
看護小規模多機能型居宅介護共通)

## 算定要件

- ・次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(定期巡回・小規模多機能・看護多機能共通事項)
    - ①個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に評価されていること。
    - ②個別サービス計画の見直しの際に、利用者又はその家族に対して、当該見直しの内容を説明し、記録していること。
  - ・その他、各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」(定期巡回・看護多機能)、「地域における活動への参加の機会が確保されている」(小規模多機能・看護多機能)ことなどを要件としている。
- (※) 本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

## <参考-2> 区分支給限度基準額に含まれない費用、適用されないサービス

限度額	限度額が適用されるサービスの種類	限度額に含まれない費用				H27新設部分
		中山間地域等提供加算等	ターミナルケア加算 緊急時訪問看護加算 特別管理加算	介護職員処遇改善加算	サービス提供体制強化加算	その他
要支援1 50,030	①訪問介護	○		○		
	②訪問入浴介護	○		○	○	
	③訪問看護	○	○		○	
	④訪問リハビリテーション	○			○	
	⑤通所介護	○		○	○	
	⑥通所リハビリテーション	○		○	○	
要支援2 104,730	⑦福祉用具貸与	○				
	⑧短期入所生活介護			○	○	
要介護1 166,920	⑨短期入所療養介護			○	○	介護老人保健施設の緊急時施設療養費と特別療養費及び病院・診療所の特定診療費
要介護2 196,160	⑩特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)			○	○	
	⑪定期巡回・随時対応サービス	○	○	○	○	総合マネジメント体制強化加算
要介護3 269,310	⑫夜間対応型訪問介護			○	○	
	⑬認知症対応型通所介護			○	○	
要介護4 308,060	⑭小規模多機能型居宅介護	○		○	○	総合マネジメント体制強化加算 訪問介護体制強化加算
	⑮認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)			○	○	
要介護5 360,650	⑯地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)			○	○	
	⑰看護小規模多機能型居宅介護		○	○	○	事業開始時支援加算 総合マネジメント体制強化加算 訪問看護体制強化加算
限度額適用外サービス	①居宅療養管理指導、②特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く)(短期利用を除く)、③認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)、④地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)、⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑥居宅介護支援					

※外部サービス利用型は要介護度に応じた限度単位数を別に設定。 ※額は介護報酬の1単位を10円として計算。

※中山間地域等提供加算等には、中山間地域等提供加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び特別地域加算を含む。

## 25. 集合住宅におけるサービス提供

### 改定事項と概要

#### (1) 集合住宅に居住する利用者への訪問系サービス等の評価の見直し

(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護)

○事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る、以下同じ)に居住する利用者に対して訪問する場合は、その利用者に対する報酬を10%減算

○上記以外の範囲に所在する集合住宅に居住する利用者に対して訪問する場合は、当該集合住宅に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合、その利用者に対する報酬を10%減算

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

○事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の集合住宅に居住する利用者に対して提供する場合は、その利用者に対する報酬を新たに1月あたり600単位減算

#### (2) 通所系サービスにおいて送迎がない場合の評価の見直し

(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)

○事業所が送迎を実施していない場合も減算の対象とする。

#### (3) 事業所と同一の集合住宅居住者の小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の評価の見直し

○事業所と同一の集合住宅の居住者に対してサービスを行う場合の基本報酬を新たに設ける。

### 集合住宅におけるサービス提供の報酬(改正後概要)(1)～(3)

	減算の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—
定期巡回・随時対応型サービス	600単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	—
居宅療養型管理指導	医師：503単位 →452単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護(宿泊サービス)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービス)などのサービスを受けている複数の利用者	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	①94単位/日 ②47単位/片道 減算	①事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ②事業所が送迎を行っていない者	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(別報酬体系)	・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	・利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

<参考>集合住宅におけるサービス提供（改定前）

	減算の内容	対象となる利用者	その他の条件
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と同一建物（<u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高専賃に限る</u>）に居住する利用者</li> <li>※事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と同一建物に居住する実利用者の数が30人/月以上</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と同一建物に居住する実利用者の数が登録定員の80/100以上</li> </ul>
居宅療養管理指導	医師：503単位→ 452単位 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一建物居住者。具体的には以下の利用者</li> <li>①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者</li> <li>②小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービス）などのサービスを受けている複数の利用者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合</li> </ul>
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	94単位/日 減算	事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない</li> </ul>
定期巡回・随時対応型サービス	減算なし	—	—
複合型サービス	減算なし	—	—

<参考>集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直しイメージ図（訪問介護の場合）

